

## (FC18) 建設用ロボット委員会規則

平成3年1月31日	修 正
平成11年7月22日	”
平成18年5月9日	改 正
平成23年11月18日	一部改正

### (目的)

**第1条** 建設用ロボット委員会(以下、「委員会」という)は土木学会の目的に従い、建設分野における情報化・自動化・ロボット化を推進し、建設システムの高度化を図り、もって新たな社会基盤整備に寄与することを目的とする。関連学協会との連携により、啓蒙活動と国際貢献を進め、国際的な視野にたった内外における幅広い活動を行うことを目的とする。

### (活動)

**第2条** 委員会は、上記の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 建設分野における情報化・自動化・ロボット化に関する研究および資料の収集、情報交換を行う。
- (2) 建設用ロボット、建設システムに関する関連学協会との研究連絡を図る。
- (3) 建設用ロボット、建設システムに関する国際的な研究連絡活動を行う。
- (4) 建設用ロボット、建設システムの高度化に関する事例研究を実施する。
- (5) 建設用ロボット、建設システムに関する刊行物の企画・編集等を行う。
- (6) 講演会、討論会、講習会、シンポジウム、研修会、見学会等を行う。
- (7) ホームページを通じて、委員会の活動内容を土木学会会員に開示する。
- (8) その他、目的達成のために必要な事業を行う。

### (構成)

**第3条** 委員会は委員および委員兼幹事をもって構成する。

2 委員会に委員長1名を置く。必要に応じて、副委員長を置くことが出来る。

3 委員長経験者は委員会顧問として委員会に出席出来る。

### (委員長、委員等の選出方法と任期)

**第4条** 建設用ロボット委員会委員長は、土木学会会員より選出する。

2 委員長は委員会において選ばれる。副委員長は委員長が指名する。

3 副委員長の任期は委員長の在任期間とする。

4 委員は関係分野を広く網羅して選出する。

5 委員は、委員長の命により、幹事会および小委員会に参加することが出来る。

6 幹事長および小委員会委員長は委員兼幹事となる。

7 委員長、委員および幹事長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

### (運営)

**第5条** 委員会等の運営は次のとおりとする。

#### (1) 委員会

1) 委員会は委員長が招集する。

2) 委員会は年2回(4月、10月)開催を定例とする。必要に応じて臨時委員会を開催することが出来る。

3) 委員会は、会の実務を処理するために、幹事会を置く。必要に応じて小委員会および特別

小委員会を置くことが出来る。

(2) 幹事会

- 1) 幹事会は幹事で構成する。
- 2) 幹事は、実務を担当する者の中から、関係分野を広く網羅して選出する。
- 3) 幹事会は幹事長候補者1名を選出する。幹事長候補者は委員会の承認を得た後、幹事長となる。
- 4) 幹事会は別に定める幹事会運営細則に従って活動する。

(3) 小委員会

- 1) 委員会は事業を遂行するために小委員会を設け、特定の事項について研究調査を行うことが出来る。小委員会の成果については委員会で討議し、その結果に応じてシンポジウムや学会誌、その他に公表する。
- 2) 小委員会の運営を円滑に進めるために小委員会委員長を置く。小委員会委員長は幹事が当たる。
- 3) 小委員会は小委員会委員長が招集する。
- 4) 小委員会委員長は委員会に出席して研究成果を報告する。
- 5) 小委員会は、それぞれの小委員会の特質に応じて斯界の実務者レベルで構成する。
- 6) 小委員会委員は幹事会の承認を得て小委員会委員長が任命する。

(4) 活動計画および予算

委員会は、土木学会委員会規程第9条の規定および理事会の決定に従い「活動計画書および予算」を作成し、11月には部門担当理事を経て会長に提出する。

(5) 活動報告

委員会は、土木学会委員会規程第10条の規定および理事会の決定に従い「活動報告」を作成し、4～5月には部門担当理事を経て会長に提出する。

(6) 成果の報告

委員会は、土木学会委員会規程第8条の規程に従って、毎年度、活動成果を理事会に報告するとともに、学会誌・土木学会ホームページ等を通じて会員等に公表する。

(事務局)

**第6条** 委員会の担当事務局は、研究事業課とする。

(規則の変更)

**第7条** この規則の変更は、理事会において行う。

**附則** この変更内規は、平成3年1月31日から施行する。

**附則** この変更内規は、平成11年7月22日から施行する。

**附則** (平成18年5月9日 理事会議決) この内規は昭和58年7月11日より適用されてきた「建設用ロボット委員会内規」の趣旨を受け継いで作成したものであり、平成18年度から適用する。

**附則** (平成23年11月18日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。